

公園利活用ガイドブック作成に係る業務の受託候補者選定に係る公募型プロポーザルへの質問回答

1 業務全般・趣旨に関すること		
	質問	回答
1	ガイドブックを作成することとなった背景は。	公園の利活用を更に促進するため、公園の利活用に係る基準をわかりやすく示し、公園の利活用に係る意欲を後押しするガイドブックを作成することとなりました。
2	ガイドブックの対象となる公園の範囲は。	京都市建設局が所管する全ての公園（大宮交通公園、宝が池公園子どもの楽園、円山公園、梅小路公園を除く。）を対象としています。
3	想定しているガイドブックの読者及びターゲットは。	公園の利活用に関心があり、将来的に公園を利活用される可能性がある市民や団体を広く想定しています。
4	ガイドブックの読後に期待する行動は何か。	マナーや正しい許可手続きを踏まえ、公園を利用しよう・活用しようとする行動される方が増えることを期待します。
5	ガイドブックの想定している配布先・用途は。	ガイドブックは主に、公園の利活用の相談窓口となる本市の部署に設置し、窓口や電話で相談があった際の対応に使用するほか、必要に応じて窓口での閲覧又はデジタル版を案内し、ご覧いただく想定です。
6	冊子について、サイズや紙質は。	提案に委ねます。
7	既存冊子の改版作業か。	改版作業ではなく、新たに作成するものです。
8	「類似事例や利用者ニーズなどの情報を自主的に収集」の収集方法の指定やレベル感は。	情報収集の方法は提案に委ねますが、ガイドブックの質向上に繋がる他都市の事例研究や利用者へのヒアリング、アンケート調査等を想定しています。
2 業務内容に関すること		
	質問	回答
1	撮影、ライティングを必要とする施設は何箇所か。	本業務の目的達成に向けて必要な撮影及びライティングの分量は提案に委ねます。
2	すべての公園を掲載するのか、二次元コードなどで電子データに移行させるのか。移行させる場合の移行先のデータ作成は受託者の業務に含まれるのか。	すべての公園を掲載するか否か、二次元コードなどで電子データに移行させるか否かについては、提案に委ねます。提案によって生じる作業は、受託者が担うことを前提とします。

3	受託者が公園MAPを制作することを想定しているか。またその場合、参考になる資料は提供されるか。	公園 MAP を作成するか否かは、提案に委ねます。作成される場合は、必要に応じて参考となる情報提供を行います。
4	仕様書「5 委託業務内容 (1) 公園ガイドブックの作成 エ 作業内容」の「広報手段の考案」の範囲とは。	ガイドブックの普及に向けた本市の広報施策について検討・提案いただく想定です。実施手法の提案に留めるのか、具体的な内容のサポートまでいただけるのかは提案に委ねます。
5	京都市として掲載したい公園活用事例はあるか。	公園活用事例を掲載する場合は、本市と受託者との協議の上、内容を決定します。
6	撮影が必要な場合、対象公園の指定、撮影許可等は、京都市・受託者のどちらが担当する想定か。	撮影対象公園は、提案を踏まえて、本市と受託者との協議の上、決定します。撮影に必要な許可申請手続きは、本市が担当します。
7	校正回数、庁内確認の回数、関係課確認に必要な期間は、どの程度を想定しているか。	校正回数は3～4回程度、庁内確認及び関係部署への確認に必要な期間は各回2～3週間程度を想定しています。
8	本ガイドブックの将来的な改訂や増刷を前提とした内容・データ設計が必要か。	将来的に改訂することや、チラシ、ポスター、別媒体での使用も含む想定をしています。
3 成果物の納品に関すること		
	質問	回答
1	デジタル版はどのサイトページで公開する想定か。	京都市情報館での掲載を想定しています。
2	デジタル版は PDF データの納品のみで問題ないか。その他要件はあるか。	将来的に改訂することや、ウェブサイト・SNS 及び説明資料等で使用することを想定しており、それが簡易に可能となる電子データで提出してください。その他要件はございません。
3	仕様書「6 成果物 (3) 本業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料」について、納品すべきデータ形式や編集可能データの範囲に指定はあるか。	本市と受託者との協議の上、決定します。
4	本業務で作成するイラスト・図表等の二次使用範囲は、京都市 Web・SNS・説明資料のほか、将来的な改訂版、チラシ、ポスター、別媒体	将来的な改訂版、チラシ、ポスター、別媒体での使用も含む想定です。

	での使用も含まれる想定か。	
4	その他	
	質問	回答
1	「自由にできること」「許可があればできること」「できないこと」の判断基準となる資料や一覧は、京都市から提供されるか。	基本的には、本市が掲載事項を調整し、受託者がライティングを担うことを想定しています。
2	都市公園法、京都市都市公園条例等に関する記載内容の最終的な確認・判断は、京都市側で行うのか。	法令・条例等解釈に係る最終的な判断は、本市で行います。
3	既存の問い合わせ内容、FAQ、申請時につまずきやすい事例、過去の利用相談事例など、本業務に活用可能な資料を京都市から提供可能か。	必要に応じて提供可能です。
4	ガイドブック作成にあたり、写真及び地図等の素材の提供はあるか。	本市からの素材提供は原則ありません。ただし、本市が認める場合は、適当な素材の提供を検討します。
5	提案書は、指定の第3号様式のほかに、別添資料として任意の様式で作成したものを提出しても問題ないか。	問題ございませんが、用紙のサイズはA4とします。
6	限られた予算内で、京都市として特に重視される要素は、分かりやすい構成、デザイン性、イラスト・図解、事例紹介、利用促進につながる広報提案のうち、どれか。	優先順位はなく、総合的に判断します。